

香川県動物愛護管理推進計画（第三次）の概要

計画のメインテーマ：人と動物との調和のとれた共生社会づくり

I 概要

1 計画策定の趣旨

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、市町、ボランティア、関係団体等と連携し、県民の方々と一緒に取り組むための具体的な計画を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第6条に基づき、県が、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護管理のあり方を具体的に示すとともに、県民、県・市町、ボランティア、関係団体等、動物愛護管理に関わる様々な主体が担うそれぞれの役割を明確にして、これらが連携・協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 計画の期間

10年間（令和3年4月から令和13年3月まで）

4 対象地域

香川県の区域

II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 共通した理解の形成

動物に対する個人の考え方は多様であることを前提とし、動物の愛護及び管理の基本的な考え方や動物の取扱いについての共通した理解が、社会で形成されるよう、引き続き普及啓発を推進していく必要があります。

2 犬猫の収容・返還・譲渡と所有明示

令和元年度に県内で収容された犬猫の収容数は、平成25年度と比べて約3割減少しているものの、全国に比べ依然として多い状況にあり、犬猫の返還・譲渡を進めていくうえでの課題となっています。

3 動物による危害と生活環境被害

動物による危害や生活環境被害は、動物の不適切な飼養や野犬や野良猫等への無責任な餌やりが一因となっています。

また、遺棄されたり逸走した家庭動物の野生化や、野生動物への安易な餌付けなどにより、人や農作物、森林への被害や在来生物等の生態系への影響が生じています。

4 動物を取り扱う事業者

動物取扱業者は、飼養に関しての身近な相談窓口や動物の入手の場であり、その役割

や責任は大きいです。一方で、動物の不適正な飼養管理を行う業者が依然として見られることなどから、令和元年の法改正により動物取扱業者に対する規制が強化されたところです。

5 人と動物に共通する感染症

人と動物との調和のとれた共生社会においては、人と動物に共通する感染症などから双方に健康を守る必要があり、県民が人と動物に共通する感染症についての正しい知識を持つことが重要です。

6 災害対策

近年の国内における災害事例においては、避難所や応急仮設住宅における同行避難した飼い主と家庭動物の受入れ等が問題となっています。また、平常時からの飼い主の災害に対する備えは、依然として十分ではありません。

7 動物愛護管理の拠点「さぬき動物愛護センター しっぽの森」

動物愛護管理の普及啓発や最後まで責任を持って飼うことができる方への犬猫の適正な譲渡に取り組んでいます。

動物愛護センターの認知度の向上を図るとともに、ボランティアや関係団体等との連携・協働を強化する必要があります。

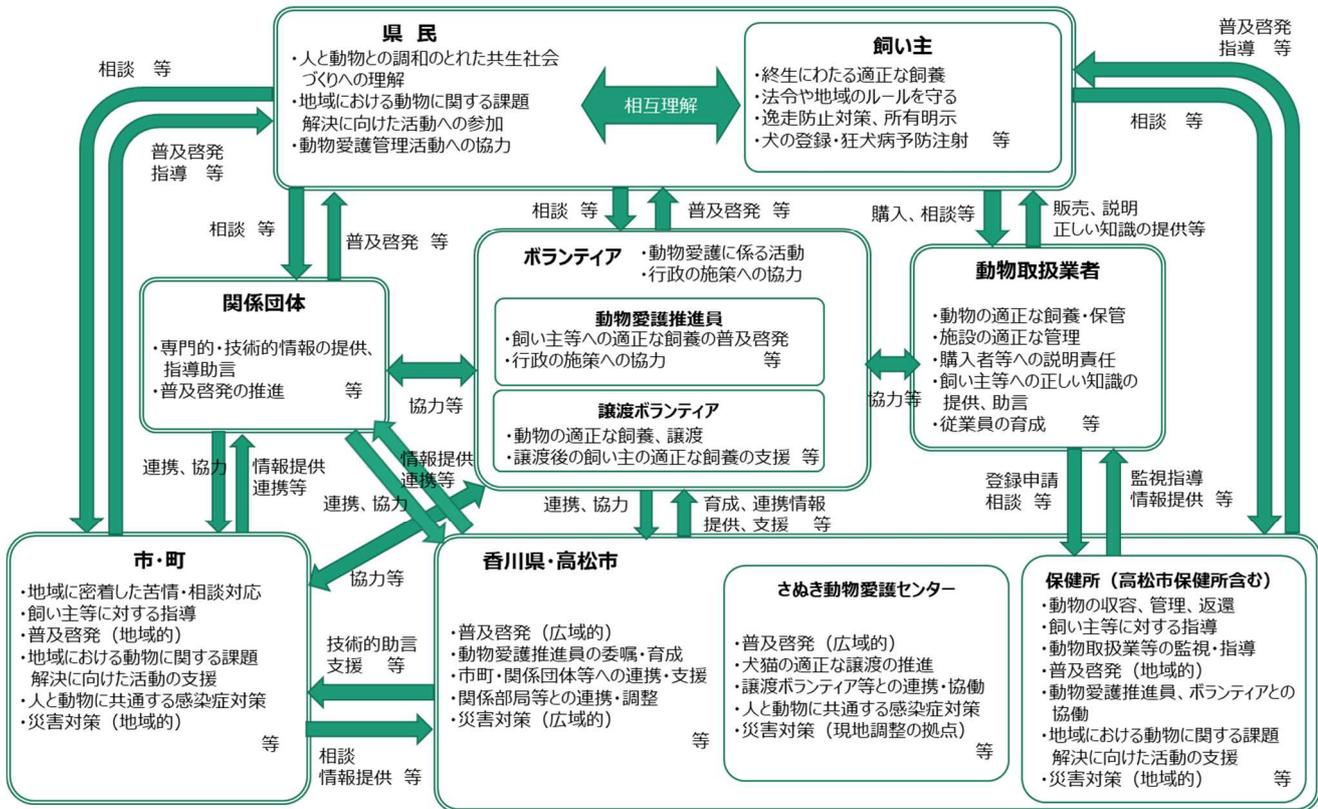
Ⅲ 計画の基本方針

1 計画の3つの柱



2 担うべき役割

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



動物愛護管理の拠点

《 さぬき動物愛護センター しっぽの森 》

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、高松市と共同で平成 31 年 3 月、「さぬき動物愛護センター しっぽの森」を開設しました。

① 動物愛護管理に関する普及啓発

獣医師会等の関係団体、民間のボランティアや地域の民間事業所・企業等と連携しながら、動物愛護管理に関する普及啓発に努めます。

② 犬猫の譲渡の推進

保健所に収容した犬猫のうち、譲渡の適性があると認められる犬猫を適切に管理し、譲渡ボランティア等との連携を図りながら、新しい飼い主への適正な譲渡を積極的に進めます。

③ 災害時の動物対策の推進

災害発生時に避難所へ同行避難した飼い主と家庭動物への支援や、災害時動物対策に関する普及啓発に努めます。

④ 人と動物に共通する感染症対策の推進

人と動物に共通する感染症についての調査を行い、正確な情報の発信や正しい知識の普及啓発に努めます。

人と動物との調和のとれた共生社会

県民への取組み

● 「動物は地域の一員」に向けて

地域における動物に係る課題やトラブルを、地域住民が主体となり解決しようとする気運の醸成

- 施策 3 飼い主のいない犬猫の減少に向けた地域活動の促進
- 施策 4 動物の飼養に係る地域における理解の向上
- 施策 5 動物取扱業における適正な取扱いの推進
- 施策 6 実験動物の適正な取扱いの推進
- 施策 7 産業動物の適正な取扱いの推進

● 「動物は家族の一員」に向けて

飼い主責任の徹底、動物の適正な飼養への理解の向上

- 施策 1 適正な飼養の推進
- 施策 2 所有明示（個体識別）措置の推進

社会への取組み

● 人と動物の「未来」に向けて

次世代や各主体を構成する人材の育成

- 施策 8 子どもたちへの呼びかけ
- 施策 9 地域における人材育成
- 施策 10 動物愛護管理担当職員（市町職員）への支援

● 人と動物が安心できる「今」をつくる

人と動物に共通する感染症対策や人と動物の災害対策により安心できる今をつくる

- 施策 11 人と動物に共通する感染症対策の推進
- 施策 12 人と動物の災害対策の推進

IV 具体的な取組み

1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

施策 1 適正な飼養の推進

○ 動物に対する責任意識の浸透

動物による危害の防止や生活環境の保全が図られるよう、社会のルール遵守やマナーの向上の推進

○ 不妊去勢措置の推進

犬猫については、不妊去勢手術等の繁殖制限を行うことが飼い主の義務であることの周知

○ 動物の遺棄・虐待の防止

獣医師による虐待に係る通報の義務化の周知
警察等との情報共有・協力体制の構築

○ 飼養動物の逸走防止と返還率の向上

逸走防止策の啓発
行方不明時の関係機関への連絡の必要性やその連絡先の周知

○ 収容された犬猫の適正な譲渡の推進

ボランティアや関係団体等との連携・協働体制の強化による犬猫の適正な譲渡

施策 2 所有明示（個体識別）措置の推進

○ 所有明示の方法と必要性の普及

○ マイクロチップ装着の促進

マイクロチップ装着の意義や役割の周知
関係機関等と連携体制の整備の検討

2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

施策 3 飼い主のいない犬猫の減少に向けた地域活動の促進

○ 野犬減少対策

野犬問題を地域の課題として捉え、地域住民が主体となり保健所や市町等と連携した野犬の増えない・いない地域づくりのための活動促進のための地域住民への働きかけ

○ 野良猫減少対策

地域猫活動等の地域の実情や課題に応じたルール作りや地域住民主体の活動について、市町と連携し支援

施策 4 動物の飼養に係る地域における理解の向上

無責任な餌やり行為や不適正な飼養が及ぼす周囲の生活環境や生態系への影響等の共通理解を持つための地域住民への働きかけ
多頭飼育等の地域に与える影響の大きい問題に係る関係機関等との連携

施策 5 動物取扱業における適正な取扱いの推進

施策 6 実験動物の適正な取扱いの推進

施策 7 産業動物の適正な取扱いの推進

3 人と動物の「未来」に向けての取組み

施策 8 子どもたちへの呼びかけ

動物と共生していく上で人が果たすべき責任や役割についての学びの推進

施策 9 地域における人材育成

○ 動物愛護推進員、ボランティア活動の推進

知識や技術の習得の機会や意見交換・情報共有の場の提供

ボランティアの特性を生かした活動の支援

○ 地域における自主的な活動の促進

動物に起因する地域の諸問題への解決に向けた活動の支援

○ 民間事業所における動物愛護の推進

民間事業所等による動物愛護や適正な飼養の普及啓発等の活動の支援

施策 10 動物愛護管理担当職員（市町職員）への支援

動物愛護管理担当職員の育成の支援

4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

施策 11 人と動物に共通する感染症対策の推進

○ 人と動物に共通する感染症に関する知識の普及啓発

○ 人と動物に共通する感染症の実態調査

○ 人と動物に共通する感染症に関するガイドラインの作成

施策 12 人と動物の災害対策の推進

○ 飼い主への災害対策についての普及啓発

平常時からの備えについての普及啓発

家庭動物と同行避難する意識づくり

○ 災害発生に備えた連携体制の強化

市町による同行避難した飼い主と家庭動物の受け入れ体制の整備やボランティア等との協働による活動促進の支援

実現に向けての指標（数値目標）

- 令和 12 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 50%減を目指す
- 令和 12 年度の猫の殺処分数について、令和 2 年度比 20%減を目指す

☆ 犬の殺処分数減少に向けた短期重点目標

- 令和 7 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 25%減を目指す

V 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 実施計画の策定

重点テーマを定めた実施計画を毎年度策定し、具体的な施策を実施していきます。

3 評価・検証と見直し

達成状況は、香川県動物愛護推進懇談会において評価・検証を行います。

県は、5年後を目途に動物愛護管理推進計画の見直しを行います。